

市民と市長の 地域みらい懇談会

【小島中学校区】

要望・提案と回答

令和4年8月27日（土）
小島地区ふれあいセンター

市民と市長の地域みらい懇談会【小島中学校区】

要望・提案一覧

令和4年8月27日（土）開催

※1～5は当日発表

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
1	市職員の地域活動の関わりについて	小島地区民生委員児童委員協議会 東小島町東和自治会	総務部 人事課	1～2
2	スクールゾーン内の整備について	小島地区連合自治会	中央総合事務所 地域整備2課	3
3	桜並木の整備について	愛宕県営住宅自治会	中央総合事務所 地域整備2課	4～5
4	樹木の剪定・伐採について	田上西部自治会	環境部 環境政策課	6～7
5	市道「愛宕飯香浦町線」の改良について	愛宕校区第一連合自治会	中央総合事務所 地域整備2課	8
6	一方通行の解除及び 乗り合いバスの導入について	小島地区連合自治会	中央総合事務所 地域整備2課 ・ まちづくり部 公共交通対策室	9～10
7	空き家対策について	小島地区連合自治会 愛宕団地自治会 白木団地自治会	建築部 建築指導課	11～14
8	自治会運営及び自治会加入者への優 遇措置と存続について	小島地区連合自治会 愛宕団地自治会	市民生活部 自治振興課	15～16
9	山林内の事故等への対応について	白木団地自治会	環境部 環境政策課 ・ 水産農林部 農林振興課	17～18
10	歩道の拡幅について	三景台町自治会	中央総合事務所 地域整備2課	19
11	樹木の伐採について	三景台町自治会	中央総合事務所 地域整備2課 ・ 土木部 土木総務課	20
12	休耕地（遊休農地）の増加について	愛宕校区第一連合自治会	農業委員会事務局 ・ 水産農林部 農林振興課	21～22

う、地域のご協力をいただきながら、地域の活動に参加する地域活動研修を実施してきたところで、コロナ禍以前は地域のイベント等のお手伝いをさせていただき、また、今年度のご都合が合った小学校区の「安全マップづくり」に参加させていただくこととしています。

今後とも、このような取組みを継続し、市職員が地域住民として地域の様々な活動に参画するよう促していきたいと考えております。

また、職員団体、いわゆる組合において地域活動への参画の促進に関する取組みは行っておりませんが、地域活動の重要性について認識を共有しております。

回答票

No. 2

小島
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備2課

要望内容

【団体名】 小島地区連合自治会

【件名】 スクールゾーン内の整備について

【概要】 【弥生町】（通学路の安全対策）
スクールゾーン（愛宕小学校）に於いて、グリーンベルトのペイントが所々剥げおちているので塗り直して欲しい。又、歩道上のガードレール（手すり）が設置されていないところもあるので、せめて通学路のみでも、子供の安全を期する為にも設置をお願いしたい。

回答内容

① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

長崎市では、年次計画を立て順次、通学路点検を行っており、必要に応じて整備を実施しております。

ご要望のうち、剥げおちているグリーンベルトのペイントにつきましては現地確認の上、本年度塗り直しを実施したいと考えております。

また、歩道上のガードパイプの設置につきましては、現在、一部でガードパイプの設置を行っているところがありますが、これは、令和元年5月に発生した滋賀県大津市の園児を巻き込んだ交通事故を受けて、園児のお散歩ルートなどを幼稚園等から要望を受けて、緊急対策工事を行ったものです。

ご要望箇所につきましては、延長が500m以上と長く、単年度での設置は困難ですが、令和5年以降に順次設置していきたいと考えております。

回答票

No. 3

小島

中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備2課

要望内容

【団体名】 愛宕県営住宅自治会

【件名】 桜並木の整備について

【概要】

この法面の桜並木は平成21年の市政施行120年記念事業として行われた「わがまちの自慢120選」に愛宕小学校区自治会連合会より推薦し、認定して頂いた場所です。

昭和37年、長崎県の団地造成により、愛宕団地、白木団地が造成され、昭和43～44年ころ住民により市道の法面に沿って27本（現在）桜やモクレン他の樹木を植樹、「わがまちの自慢」となる桜並木になりました。

5～6年前までは市による法面の雑草を取り除くことも行われていましたが、その後は途絶え、地元住民では高齢化が進む中では、場所が急斜面であり足場が悪く危険であることから草刈り作業が出来ない状況です。

現在、桜も古木となり台風や強風時に枝が折れるなど危険性が高まっています。

毎年、桜の咲く時期を楽しみにしている場所であり、年次的に植え替えやミニ公園化等の整備をしていただき、未永く地域の宝物として残していきたいと思っています。

回答内容

① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

長崎市においては、概ね3年ごとに交通支障とならない様、市道沿い約1m幅で除草、剪定を行っております。

ご要望箇所である市道沿いの法面に関しては、河川に影響する箇所の除草等を行っておりますが、法面の古木の撤去などの整備はなされていない状況です。

については、本年度にこの法面の整備について検討することとしており、検討項目としては、古木もあることから残す樹木の選定や法面の有効活用など

を考慮しており、この検討結果をもとに、令和5年度以降より計画的に整備することとしております。

回答票

No. 4

小島

中学校区

【担当部課名】

環境部 環境政策課

要望内容

【団体名】 田上西部自治会

【件名】 樹木の剪定・伐採について

【概要】

市民の森の入口付近の市道沿いの樹木が生い茂り、台風などの強風で折れた高木の枝や落葉が近隣住宅の屋根や庭に積もるため、後始末に労力を要し困っている。また、沿道の低木が密集し森の中が見通せず、防犯面でも不安があるので、定期的な草木の伐採・剪定をお願いしたい。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（土地所有者に働きかけを行う）

【回答】

ご指摘の市民の森の入口付近の樹木が生い茂っている場所は、市有地ではなく民有地に該当いたしますので、その土地の所有者が適正な樹木管理をしていくこととなります。

このため、樹木等の適正な管理が行われておらず、地域住民の生活に影響を及ぼしている場合は、長崎市では空地の管理責任を明確にした長崎市環境保全条例の規定に基づき空地の所有者又は管理者に対して周辺的生活環境を侵害しないよう適正管理の指導を行います。

また、ご指摘の沿道の低木が密集し森の中が見通せず、防犯面でも不安がある場所につきましても同様にその土地所有者に地域の要望をお伝えし、樹木の定期的管理をお願いしてまいります。

今後も、関係課と連携しながら、樹木の伐採など空地の適正管理に関する相談につきましては現地調査を行い、所有者に、面談、電話、文書等に

より周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことがないように助言、指導を行ってまいります。

いる乗合タクシーでも、利用者の減少や運行経費の増大によって、年々収支が悪化し補助金も多額になっています。

このような状況で、さらに人口規模が小さく収支が悪いことが想定される当地区に、乗合タクシーを運行することは非常に厳しいと考えています。

しかしながら、長崎市としてもバス空白地域の移動手段の確保は重要な課題だと認識していますので、目的地を同じくする人同士と一緒にタクシーに乗り合わせることで、1人で乗るよりも安くタクシーを利用できる「タクシー相乗り」の制度も他都市では実施されている事例があり、こうしたことを地域で取り組みたいとお考えがあれば、長崎市も積極的に支援してまいりたいと考えています。

修などにかかる費用の一部を助成する、移住支援空き家リフォーム補助金、特定目的活用支援空き家リフォーム補助金があり、ご活用いただいております。

これら市の取り組み以外にも、民間事業者が斜面地の空き家を宿泊施設等として活用する事例や、市が推進している「住みよかプロジェクト」の協力認定事業の一環として、空き家を子育て世帯の方が好むようにリノベーションし、安価で提供する事例もございます。

今後は民間による空き家活用の動きについて、より一層情報を収集し、また、その地域の特性にあった空き家活用について検討するなど、地域と一緒に空家、空地対策を進めてまいりたいと考えております。

○空家の維持管理

所有者が適正に管理を行っていただく必要がありますが、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、所有者を調査し、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

自治会で問題となる空家が発生した場合には、まずは地域センターまでご相談ください。

今後とも地域の皆さまと一緒に、空家問題に取り組んで参ります。

(地域のまちづくりに関する相談窓口)

長崎市中央地域センター まちづくり支援係

TEL095-829-1418 (直通)

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL095-829-1174 (直通)

また、長崎市の空き家、空き地対策につきましては、次の通りです。

【空き家を活用したいかた】

- ・「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」

長崎市に移住を希望する市外在住者へ空き家・空き地の情報を紹介。

- ・「移住支援空き家リフォーム補助金」

移住者向けに空き家をリフォームする費用の一部助成。

- ・「特定目的活用支援空き家リフォーム補助金」

シェアハウスなど地域コミュニティの活性化に繋がる空き家活用のためのリフォーム費用の一部助成。

【空き家を解体したいかた】

- ・「特定空家等除却費補助金」

老朽化し危険な空き家を解体する際の費用の一部助成。

- ・「老朽危険空き家対策事業」

老朽化した危険な空き家のうち、条件を満たすものについて市が解体
を行い、跡地を公共空間として整備。

(これらの対策に関する市の取り組みにつきましては、ホームページに掲載
しておりますので、そちらもご覧ください)



回答票

No. 8

小島

中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 小島地区連合自治会、愛宕団地自治会

【件名】 自治会運営及び自治会加入者への優遇措置と存続について

【概要】

地域の課題としては、住民の高齢化に伴う自治会退会者の増加傾向が顕著になっていることである。自治会では、組ごとに代表者を出して運営をしているが、代表者を務めることが難しいとの意見が出ている。近隣が互いに助け合う社会作りをすることの大切さを多くの人が理解し、協力しあえるように広報活動が必要なのではないか。
また、「班長になりたくない」「メリットがない」などを理由として会員数が減少しており、地域のつながりが希薄になってきているので、行政として何らかの応援がほしい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

それぞれの自治会におかれましては、地域のまちづくりのために様々な取り組みを自主的に行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

そのような中、本市における自治会の加入率は、毎年少しずつ下落し、今年4月時点では64.9パーセントという状況であり、長崎市全体の課題となっているところです。この要因としましては、生活様式の多様化や個人主義の台頭など社会を取り巻く環境の変化により、自治会やその活動への理解が十分に得られにくいという状況にあることや、高齢化のさらなる進展により、様々な活動が負担となるなどにより自治会を退会する人が増えたり、役員の成り手がいないなど、様々な要因が複合的に影響を与え

ているものと考えております。

長崎市としましては、自治会があることで地域の暮らしがどのように支えられているのかなど、自治会の目的やその必要性について周知し、一人でも多くの市民の皆さんに自治会やその活動への理解を深めていただくことが必要と考え取り組んでいるところであり、今年度は自治会加入のメリットがより伝わるようリニューアルした加入促進のチラシや、自治会が加入促進に取り組まれるうえで参考となるような方策等を盛り込んだハンドブックを作成することとしています。

地域活動の核となり、地域の皆様の身近な暮らしを支えているのは自治会であると認識しておりますので、より多くの方の理解が進むよう取り組んでいきたいと思っております。

回答票

No. 9

小島

中学校区

【担当部課名】

環境部 環境政策課
水産農林部 農林振興課

要望内容

【団体名】 白木団地自治会

【件名】 山林内の事故等への対応について

【概要】

私達の団地は周辺を山に囲まれており、その山の所有者も不在ないし不明の箇所が多く、台風等の被害が発生しても、事故処理をお願いする先が無い。町内の周辺の山林は、団地開発当初は、家屋に影響するような林ではなかったが、団地開発 50 年余を経ると林も大木と成り、台風の度に家屋に被害が発生している現状にあります。

(問題点) ①地主が責任を取らない。

②該当場所が保安林ということで処理が出来ない。

③市や県の対応は何処まで出来るのか。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

5 斡旋 ⑥ その他（土地所有者に働きかけを行う）

【回答】

家屋に影響するような山林では、その樹木の生えている場所の土地所有者が適正な樹木管理をすることとなっております。

このため、樹木等が適正に管理されておらず、地域住民の生活に影響を及ぼしている場合は、長崎市では空地の管理責任を明確にした長崎市環境保全条例の規定に基づき、山林の所有者又は管理者に対して周辺の生活環境を侵害しないよう適正管理の行政指導を行います。

なお、保安林内における樹木の伐採等の処理につきましては、森林所有者等が長崎県に届出もしくは許可申請等を行うことで、処理は可能で、緊急の場合には、先に処理をおこない、処理後に長崎県に届出を提出することも可能です。

今後も、関係課と連携しながら、樹木の伐採など山林の適正管理に関する相談につきましては現地調査を行い、所有者に、面談、電話、文書等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことがないよう助言、指導を行ってまいります。

回答票

No. 12

小島

中学校区

【担当部課名】

農業委員会事務局
水産農林部 農林振興課

要望内容

【団体名】 愛宕校区第一連合自治会

【件名】 休耕地（遊休農地）の増加について

【概要】

早坂・六本松・田手原地区は休耕地が増えている。高齢化や後継者不足、耕作地の悪条件及び収益性の低下など様々な要因がある。長崎市がどのようなことに取り組んでいるのか、また取り組もうとしているのか、お考えをお聞かせください。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（現在実施していることを着実にを行う）

【回答】

早坂・六本松・田手原地区におかれましては、露地野菜、花き、果樹などの産地として農業振興に取り組まれているものの、多くの農地が中山間部に位置し、農業者の高齢化や後継者不足などから、遊休農地が増加しています。

遊休農地を含む農地の管理については、農地法において、原則として、その所有者等が適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、農業委員会では、毎年、農地の利用状況を調査し、遊休化している場合には、その所有者に対してアンケートにより利用の意向を確認し、耕作を促すとともに、耕作の意思がない所有者には公的機関の農地中間管理機構への貸し出しなどを促しています。しかし傾斜地であることや車が入らないなど条件の悪い農地が多いことから、出し手、受け手とのマッチングが思うようにならない状況にあります。

このような中、長崎市の取組みとしましては、将来の地域農業の在り方を

示した「実質化された人・農地プラン」を地域の農業者の皆様との話し合いにより、本地区を含む市内 26 集落において、作成しており、後継者不足や遊休農地の拡大を現状の課題ととらえ、これを解消していくために、担い手の確保の推進や遊休農地の活用方法の検討などを進めていくこととしています。

また、意欲ある新規就農者に対する経営開始資金の交付や、ハウスなどの施設整備や遊休農地を解消するための小規模な基盤整備、ICT 技術などを活用した生産効率を向上させる機器や設備の導入などにも支援を行っており、遊休農地の活用も含め、収益性の向上につなげる取り組みを推進しているところです。

いずれにしましても、農地は大切な資源であるとともに、遊休化することは、地域の生活環境にも少なからず影響を与えますので、引き続き関係機関等と協力して、できるだけ遊休農地を増加させないよう取り組んでまいります。